

船橋市母子保健連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における母子保健事業を総合的かつ効果的に推進するため、船橋市母子保健連絡協議会を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健計画の策定、評価、見直しに関すること。
- (2) 母子保健施策の推進に関すること。
- (3) その他母子保健に関する必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員及び任期)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者及び母子保健における関係機関、関係団体の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(書面開催)

第7条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(資料提出の要求等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、船橋市健康部地域保健課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要なものは別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。